

第 40 回産業統計部会結果概要

1 日 時 平成 25 年 7 月 30 日（火）14:00～17:10

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 西郷 浩

（委 員） 竹原 功、椿 広計

（専 門 委 員） 岩村 洋、納口 るり子、橋口 卓也

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、

（調査実施者） 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：岩濱センサス統計室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官ほか

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 農林業センサスの変更について

5 概 要

（1）審議全体について

- ・ 農林業センサスの変更に係る審議の第 4 回目として、①前回（第 39 回）部会の審議において、整理、報告等が求められた事項、②これまでの部会で審議されていない調査方法の変更等、③今後、検討を要する事項及び④農林業センサスの変更に係る答申案について審議を行い、それぞれ以下のような結論となった。

① 前回部会の審議において、整理、報告等が求められた事項については、農林水産省が調査票を修正するなどの所要の改善を行うこととしたことから、部会としては適当であると判断された。

② 調査方法等の変更については、部会としては適当であると判断された。

③ 今後検討を要する事項のうち、「農林業センサスと集落営農実態調査の名寄せによる分析の実施」及び「農林業センサスと経済センサス-活動調査のデータリンケージ」については、「今後の課題」とされた。

④ 答申案のうち、これまでの部会で審議された事項については、図表の一部修正を行うことを前提に適当とされた。一方、今回の部会で審議された事項及び今後の課題として追加する事項については、部会長一任とされ、具体的な文案を、事務局及び農林水産省とも調整の上作成し、改めて委員・専門委員へ照会した後、確定することとされた。また、最終的な答申案は、所要の修正・追加を行った後、第 67 回統計委員会（8 月 26 日開催予定）において部会長から報告することとされた。

- ・ 審議における委員・専門委員等からの主な意見等は以下のとおり。

（2）前回部会の審議において、整理、報告等が求められた事項について

ア 農林業経営体調査票（「【11】農業経営の特徴」-「1 農業経営における異業種との連携」）

- ・ 近年、農業は、食料品の加工業や卸売・小売業と密接な関わりを持つようになってきているので、異業種からの資本金・出資金の提供状況を調査することは意味があるものと考えられる。

イ 農山村地域調査票（「【1】立地条件等（最も近い DID（人口集中地区）及び生活関連施

設までの所要時間)J)

- ・ 生活関連施設までの移動（交通）手段に係る選択肢が追加されており、修正案は適当ではないかと考える。

(3) 今後検討を要する事項

ア 農林業経営体調査の在り方に関する検討

- ・ 福井県では、集落ぐるみで集落営農が進んでおり、今後、仮にそれがうまくいかなかったとしても、再び単独の農家経営に戻ることなく、その集落の農地全体を法人に貸すなど新たな農業経営が展開していくものと考えられる。したがって、農林業センサスでは、農地を所有する単位ではなく、経営の単位で調査対象を捉えていくべきであり、そうした中で集落営農組織を把握していくことが適当と考える。
- ・ 審査メモで示されている集落営農実態調査（農林水産省の一般統計調査）と農林業センサスのデータリンクージュについては、なかなか難しいこととは思いますが、実現すれば、より有益な分析が可能となると考えられることから、積極的に進めていくことを期待したい。
- ・ 生産構造を把握する当たり、アウトプットについてはフローで把握しているので、本来、インプットについても、例えば労働力は何人日、何人時間といったフローで把握すべきと考える。農林業センサスは、労働力に関しては人日で把握している点で評価できるが、資本の面ではそういった把握ができていないことは惜しむべきところ。仮にそれができていれば、審査メモ等で指摘されているような、零細農家が集落営農組織に加入することによる見かけ上の農家数の減少といった問題も発生しないものと考えられる。
- ・ 労働力の投入量については、2000年世界農林業センサスにおいて、関係の調査事項が追加された。これにより、従前、土地面積しか利用できず十分に行うことができなかった経営規模等の比較が正確にできるようになった。一方、資本の投入量については、農林業センサスで詳細に調査することは少し難しいのではないかと考える。
 - ご指摘のとおり、農林業センサスにおいて、資本の投入量を把握するのは難しいかと考えている。しかし、標本調査として実施している農業経営統計調査（基幹統計調査）では、労働力の投入量のみならず資本の投入量も把握した上で、一般的な農林業経営体のほか、集落営農組織や任意の農業団体についても、その経営実態の分析を行っている。

⇒ 審査メモで示された論点に対する回答（第35回産業統計部会資料3-2）において、農林水産省から、農林業センサスと集落営農実態調査の調査結果について、調査対象を名寄せ集計すること等により、生産構造の変化に関する分析を行う旨が回答されているため、当該分析のための統計の作成を検討することを「今後の課題」とすることとなった。

イ 農山村地域調査（農業集落用）の対象範囲に関する検討

- ・ 現在、全域が市街化区域に含まれているとして、農山村地域調査（農業集落用）の調査対象外となっている集落であっても、農業が営まれているケースは多々あり、その中には、都市農業として自治体の施策の対象となっている場合もある。このため、個人的

には、そのような集落であっても農林業センサスで十分に実態を把握して欲しいと考えているところであり、まして農山村地域調査（農業集落用）の調査対象範囲を縮小することには非常に問題があると考えます。

⇒ 農山村地域調査（農業集落用）の調査対象範囲については、「今後の課題」としてしないこととされた。

ウ 農林業経営体の定義に関する検討

- ・ 農家の規模別分布は、いわゆる正規分布ではなく、小規模階層に偏っているため、規模の小さい農家を対象外としてしまうと、農業の全体像が見えなくなるのではないかと。例えば、耕作放棄地については、2005年農林業センサスの結果では約38万haと、埼玉県に匹敵する面積となっている。これに関して研究的な観点からは、耕作放棄地は土地持ち非農家によるものなのか、あるいは自給的農家によるものなのかといった点に加え、地目については水田なのか、畑なのか、樹園地なのかといった分析も求められるところ。しかし、現在ですら把握されてない。こういったことを踏まえると、農林業経営体調査の対象範囲をこれ以上狭めてしまえば、問題が生じるのではないかと。
- ・ 小規模な農業経営であっても、環境保全型の農業経営をしているものであったり、都市農村交流を目的としたものであったり、福祉のための農場経営であるなど、多様な目的や内容で経営が行われている場合がある。このため、経営規模が小さいことのみをもって小規模の農林業経営体を農林業センサスの調査対象外としてしまうと、このような農業の新しい機能を見落とすことになってしまうので、今後も、現状と同規模以上の農林業経営体を調査対象にするべきと考える。

⇒ 農林業経営体の定義については現状のままとし、今後の課題としないこととされた。

(4) 答申案について

ア 「1 本調査計画の変更」

- ・ 変更事項4（販売を目的とした農産物の生産に関する調査事項の変更）の評価について、過去の経緯から他の事項とは異なった取扱いをせざるを得ないことは理解しているものの、なぜここだけが「やむを得ない」という表現となるのか。統計を利用する立場からすれば、品目別の作付面積を把握することは有益な変更と考えており、他の変更に係る評価の表現が「適当である」と整理されていることと比較しても、「やむを得ない」という表現は少々難があるのではないかと。
- ・ 品目別の作付面積については、前回の2010年世界農林業センサスの変更の際に、作物統計調査を変更して代替的に把握することを前提に、調査事項から削除したものであるが、予算上の制約から代替的な把握が実現しなかったため、従前どおり、農林業センサスの中で把握することとしようというものであり、こうした経緯を踏まえると、「適当」という表現は使いづらいのではないかと。

また、本部会の議論においても、基幹統計調査の調査事項については、しっかりとした考え方に基づいて決定しておくべきであり、調査の都度大きく変更することは適当でないとの意見もあり、それらを考慮すると、やはり「適当」との表現にはならないので

はないか。

⇒ 本件変更の評価に係る答申案の表現については、「やむを得ない」とすることとされた。

イ 「4 今後の課題」

- ・ 審査メモ等において、「経済センサスとの関係」との表現を使用しているが、農林業センサスと経済センサスは、それぞれ独立したものであり、かつ、「関係」という用語には「代替性」を含めた広いニュアンスがあることから、「関係」という用語を用いると、誤解を招くおそれがあるのではないか。
- ・ 同じ国が実施している統計調査である以上、まったく「関係」がないということはないが、「関係」という用語が不適切であれば、「連携」等他の用語を使用する等表現ぶりについて十分に検討することとしたい。
- ・ 前回 2010 年世界農林業センサスの答申の際に課題となった「国勢調査区情報の活用」については、国勢調査区の情報を利用することによって、農林業センサスの調査計画の改善にも資するものと考えられたことから、課題となったものと思う。今回議論している経済センサスとのデータリンケージについては非常に魅力的な話題であるが、これは調査結果の利活用に係る問題であり、別途、各府省が一体となって推進していくべき議論のようにも思える。本件を農林業センサスの課題とすることについては、どのような整理となるのか。
 - 近年、農林業経営体が農業以外の事業へ、一方、農業以外の事業を営む株式会社等が農業へ、それぞれ参入するケースが増えつつあることから、今後の営農主体の育成等に係る施策の検討に当たっては、農業を営む法人について、農業部分だけではなく経済活動全体を把握・分析することが必要である。したがって、当該把握・分析については、今後の農政に関わる重要な課題であり、一般的な調査結果の利活用に係る問題ではないことから、農林業センサスの課題とすることが適切と考えている。
- ・ 経済センサスとの関係については、次期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」にも反映すべきレベルの問題との印象を持っている。
 - 統計委員会関係の他の会議の場で、経済センサスにおける農業、林業の取扱いについて再度検討する必要があるとの意見があり、まったく同意見ではあるが、本部会における審議の対象は基本的に農林業センサスであることから、農林業センサスを離れて他の統計調査のことにまで言及することはできない。
- ・ 今後の課題の候補が 3 つあるのであれば、そのうち、国勢調査の情報の活用については、調査に係る問題というより調査結果の利活用の問題といった面もあるので、今後の課題としなくてもよいのではないか。
 - 国勢調査の情報活用については、統計委員会等の場で、10 年以上前から、農林業センサスに係る課題として継続的に指摘されてきたものであり、それを今回から調査に係る問題ではなく、調査結果の利活用に係る問題として整理してしまうと、過去に課題としていることとの整合性が損なわれると考える。
- ・ 国勢調査の情報の活用については、今回、データリンケージに関する新たな手法が立案され、関係作業が進められているとのことなので、今後、当該手法を活用した集計結

果を示してほしい。

- ・ 近年、農業経営を後継者でなく法人や第三者へ委譲する事例が増加しているため、今後、委譲先をより詳細に把握していくことが必要と考えるが、こうしたことは今後の課題とはならないのか。

→ 過去からの調査結果の連続性もあるので、農林業センサスにおいてはこれまでどおりの把握方法とし、別途必要性が生じた場合は、一般統計調査により把握することとしたい。

- ・ 今回の農林業センサスの審議を通じて感じたことだが、農林業センサスは、農業政策における課題を意識した調査設計をしているものの、他の統計との関係性を余り意識してないとの印象を持った。

農林業はGDP全体に占める割合はそれほど大きくないとはいえ、日本の根幹をなす産業であることから、今後、農林水産省に他の統計との関係性について意識してもらうためにも、経済センサスや国勢調査とのデータリンケージについては、ぜひとも今後の課題として残してほしい。

- ・ 今回の部会資料として示された答申案中の今後の課題の案文で、「国勢調査の調査区情報」と文言を使用しているが、農林水産省におけるこれまでの検討の結果、国勢調査の調査区と農業集落の範囲を一致させることは困難とのことである。そこで、国勢調査とのデータリンケージの問題は今後の課題とするとしても、「国勢調査の調査区情報」という表現を入れることは適当でなく、「国勢調査の情報」の活用や「小地域統計」の整備といった表現とするべきではないか。
- ・ 国勢調査とのデータリンケージを今後の課題とすることに異論はない。ただ、国勢調査の調査区情報の活用については、前回課題の対応として地域メッシュ統計を介したデータリンケージを行うとする結論を今回認めており、それとの整合性を考えると、答申案文の後半「農林業センサスの結果と国勢調査の結果との地域メッシュを介した」以降の記載のみとすれば、端的に表現できているのではないか。

⇒ 部会の結論として、①国勢調査の情報の活用、②農林業センサスと集落営農実態調査の名寄せによる分析の実施、③経済センサスとの連携の3つを「今後の課題」とすると共に、その具体的な答申案文については、部会長一任とされ、事務局及び農林水産省とも調整の上作成し、改めて委員・専門委員へ照会した後、確定することとされた。